

利根町奨学金返還支援補助金制度の

対象者を拡大しました

奨学金の返還を支援します！

今年度の申請期限

令和8年1月5日（月）から2月27日（金）まで！

対象者＆補助額

- 01 奨学金を返還してから一度も利根町から転出していない方
- 02 大学等を卒業し、在学期間中に奨学金等の貸与を受け、返済している方
- 03 公務員（国家・地方）でない者や独立行政法人に雇用されていない方
- 04 以下のいずれかに該当する方
 - ・常時雇用者
 - ・個人で農業や事業を営むものまたは、その事業専従者
 - ・常時雇用者ではないが、求職活動を行っている方（新卒者に限る）
- 05 町税等の滞納がない方

対象者になるかお気軽に
お問い合わせください！



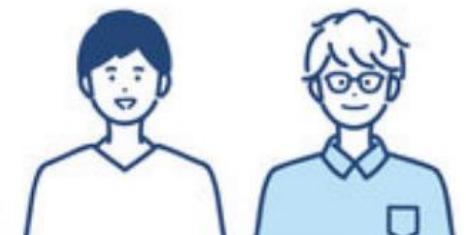
パターン① 新規卒業者＆継続申請者

年額上限**20万円** 最大10年間で**200万円**

●補助金の交付申請をする年度内に奨学金等の返還を開始する方または、在学中に奨学金等の返還を開始した方（新卒者）

●前年度に補助金の交付決定を受けた方（継続者）

NEW



パターン② 32歳未満でパターン①以外の方

年額上限**10万円** ※32歳になる年度まで

●奨学金の返済を行っており、補助金の申請をする年度の4月1日時点で32歳未満の方（令和3年以前卒業者等）

●一度、補助金の交付決定を受けたことがあるが、次年度対象外になり、また対象になった方等

対象の奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第1種、第2種）
- ・茨城県小学資金貸与条例に規定する奨学資金
- ・寡婦福祉法に規定する福祉資金貸付金（修学資金に限る）

町公式ホームページでも公開しています！



利根町役場 政策企画課 地域振興係

☎ 0297-68-2211

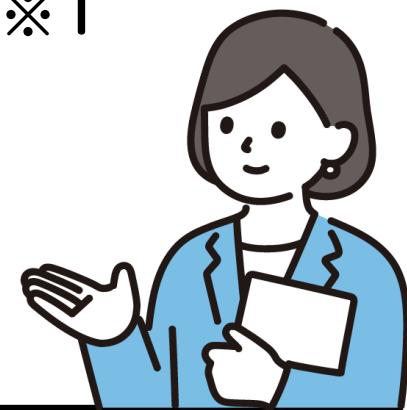
✉ chiiki@town.tone.lg.jp



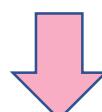
奨学金返還支援 応募かんたんチャート※1

当てはまるときは、**はい** →

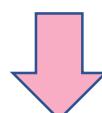
当てはまらないときは、**いいえ** → にお進みください



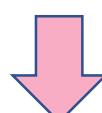
現在、奨学金※2の返済を行っている



令和7年4月1日現在32歳未満
である (H5.4.2 以降に生まれた方)



奨学金の返還を始めてから、一度も
利根町から転出していない



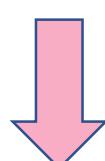
就職先が公務員※3以外である
または
個人で事業や農業を営んでいる



現在、求職活動を行っている
(新卒者に限り)



令和7年3月に大学を卒業した



パターン1
に該当します！
(年間最大20万円支援！)

・
・
・



パターン1
に該当します！
(年間最大20万円支援！)

パターン2
に該当します！
(年間最大10万円支援！)

※1 上記フローチャートは、申請の目安にご利用いただくものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

※2 おもて面の「対象の奨学金」を参照してください

※3 国家・地方、独立行政法人を含みます

※ご不明な点につきましては、政策企画課(0297-68-2211)までお気軽にお問い合わせください。